

22日獣発第190号

平成22年10月5日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久

(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

このことについて、平成22年9月28日付け22消安第5610号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、周辺諸外国では本病発生の確認がされ、本病ウイルスの侵入の可能性が依然として高い状況であり、宮崎県下における口蹄疫の経緯等も踏まえ、①飼養衛生管理の徹底等（野鳥等野生動物の進入防止、家きん飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底）、②危機管理体制の再点検、③監視体制の強化（強化モニタリング・報告徴求の実施）及び④野鳥のサーベイランスの強化に努め、引き続き本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すよう、各都道府県知事に求めたことについて、会員等に周知するとともに適切な対応がされるよう指導が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第5610号
平成22年9月28日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第5610号
平成22年9月28日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するもののほか、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成21年9月11日付け21消安第6222号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでもモニタリングの強化や早期通報等の徹底等をお願いしてきたところです。

本年は、我が国においては本病の発生は確認されていませんが、周辺諸外国では本病の発生が確認されており、本病ウイルスの侵入の可能性は依然として高い状況です。このような状況及び宮崎県下における口蹄疫の経緯等を踏まえ、下記事項に留意の上、引き続き本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すようお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理の徹底等について

(1) 野鳥等野生動物の侵入防止

本病の発生予防を図るため、野鳥等の野生生物の家きん飼育施設への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底等の防疫指針第1の1「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

(2) 家きん飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家きん飼養農場における家畜伝染病予防法施行規則（昭和28年農林水産省令第35号）第21条の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な飼養衛生管理を指導すること。また、それらについて当方まで報告すること（詳細な確認及び報告の方法は別紙1のとおり）。

2 危機管理体制の再点検について

万一発生した際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った早期発見・早期通報等の危機管理体制の定期的な再点検を行うこと。

3 監視体制の強化について

(1) 強化モニタリングの実施

高病原性鳥インフルエンザが明確な臨床症状をもたらさない場合も想定し、監視体制を強化するため、防疫指針第3の3に規定するモニタリングに加え、別紙2の1によるモニタリング（以下「強化モニタリング」という。）を行うこと。なお、モニタリングの対象家きん及び農家の選定に当たっては、地域での飼養実態を踏まえて行うこととし、対象農家に対し、調査の主旨等を十分説明すること。

(2) 報告徴求の実施

本病の防疫においては、家きんの所有者が家きんの異常を発見した際の家畜保健衛生所への早期通報が最も重要であることから、原則として100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）の家きんの所有者に対して家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条に基づき、別紙2の2による報告徴求を実施すること。

4 野鳥のサーベイランスの強化について

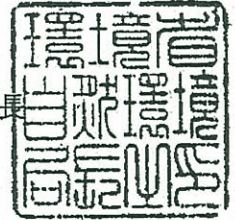
別添の野鳥サーベイランスへの協力依頼に基づき、地域の実情にあわせ、関係部局の連携の下、死亡野鳥の回収、検査等を円滑に実施すること。



環自野発第 100928002 号
平成 22 年 9 月 28 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、平成 20 年度に取りまとめた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしております。

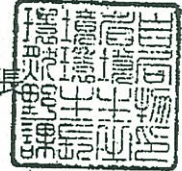
今般、別添のとおり、各都道府県あて通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御協力及び関係機関への周知に御配慮を賜りますようお願いいたします。



環自野発第 100928002 号
平成 22 年 9 月 28 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項に関して、ご協力、徹底方よろしくお願ひします。

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

昨年度に引き続き、対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等との連携のほか、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

家きん飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

1 目的

家きん飼養農場における家畜伝染病予防法施行規則第21条の飼養衛生管理基準の遵守状況（鶏以外については、準じた飼養管理）を確認し、また、適切な飼養管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生予防に万全を期する。

2 対象農場

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）を100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）飼養するすべての農場。

3 確認の方法

添付の「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員又は家畜防疫員が適当と認める者が、原則として農場を訪問して遵守状況を確認する。

飼養管理に関する指導を行った場合には、後日その改善状況を確認すること。

4 報告の方法

別添の報告様式に確認結果を記載し、農林水産省消費・安全局動物衛生課国内防疫調整官あてに報告すること。また、合わせて、報告様式を動物衛生課担当者宛（山本：yousuke_yamaki@nm.maff.go.jp）に電子メールで送付すること。

5 報告の期限

① 結果報告期限：平成22年11月1日（月）

② 最終提出期限：平成22年11月15日（月）

※ ①で改善指導中だった農場の改善指導状況及び未確認の農場の調査状況を含めて、②までに提出すること。

6 その他

- (1) 本確認結果については、担当課でとりまとめの上、公表する予定である。
- (2) 指導に対する改善の意思が認められない農場においては、家畜伝染病予防法第12条の4に基づく勧告等を検討すること。
- (3) 本年4月以降、3の方法と同様の方法により、既に飼養衛生管理の確認若しくは指導を行った農場については、その結果を含めて差し支えない。
- (4) 今後の防疫対応に資するため、農場リストを作成していない都道府県においては、この機会に少なくとも以下の農場情報を把握し、リストで整理すること（今回提出は要しない）。

・農場の名称（所有者）・住所・連絡先・飼養形態・家きんの種類・羽数

(県名)

(単位:戸)

		農場数 (①+②+③)	①何らかの指導を行った農場数(※1)		②指導が 不要だった農場 数	③未確認の農場 数(※2)	(※1)改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を列挙して下さい。改善済みの項目は○、改善 指導中の項目は●など、分かるように記載して下さい。	(※2)未確認の農場の調査実施時期 巡回指導の予定時期を記載してください(11月中旬までに完了 すること)。
			うち、改善済	うち、改善指導中				
鶏 (採卵用)	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
鶏 (肉用)	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
鶏 (卵用種 鶏)	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
鶏 (肉用種 鶏)	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
あひる	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							
うずら	1,000羽以上							
	100~1,000羽 未満							

(県名)

(単位:戸)

	農場数 (①+②+③)	①何らかの指導を行った農場数(※1)		②指導が 不要だった農場 数	③未確認の農場 数(※2)	(※1)改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を挙げて下さい。改善済みの項目は○、改善 指導中の項目は●など、分かるように記載して下さい。	(※2)未確認の農場の調査実施時期 巡回指導の予定時期を記載してください(11月中旬までに完了 すること)。
		うち、改善済	うち、改善指導中				
きじ	1,000羽以上						
	100～1,000羽 未満						
ほろほろ鳥	1,000羽以上						
	100～1,000羽 未満						
七面鳥	1,000羽以上						
	100～1,000羽 未満						
だちょう	10羽以上						
計		0	0	0	0	0	0

(注意)
・鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)ごとに分類すること。複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントすること。
・本年4月以降、「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」の飼養衛生管理チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用することは可能。

(記入例)

(単位:戸)

	農場数 (①+②+ ③)	①何らかの指導を行った農場数(※1)		②指導が 不要だった 農場数	③未確認の 農場数(※ 2)	※1改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を列挙して下さい。改善済みの項目は○、改善指導中の項目は●など、分かるように記載して下さい。	※2未確認の農場の調査実施時期 巡回指導の予定時期を記載して下さい (11月中旬までに完了すること)。		
		うち、改善済	うち、改善指 導中						
鶏 (採卵用)	1,000羽以上	75	15	13	2	55	5	○消毒槽の設置(6)、防鳥ネットの破損・穴(4)、飲用水の消毒の徹底(3)、場内の消毒の励行(2) ●防鳥ネットの破損・穴(1)、ねずみ等の駆除対策(1)	・3戸については、11月10日までに巡回指導を実施、2戸については、11月12日に実施予定。
	100~1,000羽未満	50	17	16	1	32	1	○農場専用着衣の徹底(10)、踏込み消毒槽の設置(6)、飲用水の消毒徹底(3)、防鳥ネットの破損(3) ●防鳥ネットの破損(1)	・1戸について、11月10日までに巡回指導を実施予定。

〈飼養衛生管理チェック表〉

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(1) 人・車輛等による侵入の防止			
ア 農場出入口			
ア) 農場への人・車輛の入場制限			
・農場出入口に門を設置し、常に閉めていますか			
・農場出入口に「部外者立入禁止」等の看板を設置していますか			
・入場車輛は指定された場所に駐車していますか			
イ) 入場車輛・物品の消毒			
・入場車輛の消毒を行っていますか			
・農場へ持ち込まれる物品を消毒していますか			
ウ) 農場専用衣服等への更衣			
・更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等へ付着しないような構造になっていますか			
・農場内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
・農場入場者は農場内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
エ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口・出口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
イ 鶏舎出入口			
ア) 部外者の入場制限			
・部外者の鶏舎への入場は禁止していますか			
イ) 鶏舎専用の衣服等への更衣			
・更衣場所は、鶏舎外の汚れが鶏舎内へ持ち込まれないような構造になっていますか			
・鶏舎入場者は鶏舎内専用の衣服、履物等に着替えていますか			
・鶏舎内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
ウ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
エ) 器材等の洗浄・消毒			
・鶏舎内へ持ち込まれる器材等は洗浄・消毒していますか			
ウ 鶏舎内			
鶏舎内での消毒			
・鶏舎毎の鶏舎入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
・各鶏舎内に手指用の消毒器を設置していますか			
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止			
ア 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか			
・鶏舎			
・袋詰め飼料などを保管する倉庫			
・鶏糞処理施設			
・防鳥ネットの網目は2cm以下ですか			
・防鳥ネット等は上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか			
・防鳥ネットは破損が見つかったら、直ちに補修していますか			
・防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか			
イ ネズミの駆除			
・防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか			
・ネズミの侵入経路を確認していますか			
・捕獲装置や殺鼠剤などにより駆除していますか			

飼養衛生管理チェック表

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止 (つづき)			
ウ 鶏舎・農場周辺の消石灰散布			
・鶏舎周辺や農場敷地周辺へ定期的に2~3m幅で消石灰を散布していますか			
エ 鶏舎入場後の閉扉			
・鶏舎の中に入った後、すぐ扉を閉めていますか			
(3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止			
ア 飲用水の汚染防止			
・新鮮な水道水を使用していますか (貯留したままにすると塩素濃度が低下します)			
・水道水以外を使用する場合、塩素の調整及び定期的な濃度点検を行っていますか			
イ 飼料の汚染防止			
・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか			
・倉庫は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか			
・倉庫は、鶏舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか			
(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃			
・鶏舎内外の整理・整頓・清掃を定期的に行っていますか			
・鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱などの撤去を行っていますか			
(5) 鶏の健康管理及び取扱い			
ア 導入鶏の健康確認			
・導入鶏の健康を確認していますか			
イ 死亡鶏の取扱い			
・死亡鶏は毎日取り出し、羽数を記録していますか			
・死亡鶏の羽数が異常な場合、直ちに家保に届け出ていますか			
・死亡鶏はポリ容器や厚手のビニールに入れてありますか			
・死亡鶏は専門業者に処理委託していますか			
ウ 出荷鶏の引き渡し			
・出荷鶏は指定の場所で処理業者に引き渡していますか			
エ 家保等への連絡			
・鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家保や獣医師へ連絡していますか			
オ 鶏の抵抗性の向上			
・良好な鶏舎環境や適正な飼料給与など一般的な飼養管理の向上に心がけていますか			
・他の疾病の予防のための適正なワクチン接種をしていますか			
(6) 鶏糞の処理			
・鶏糞は農場内で発酵により処理していますか (やむを得ず未処理の鶏糞を農場外へ持ち出す場合は)			
・運搬車輛からのこぼれ防止をしていますか			
・ホコリの飛散防止をしていますか			
・タイヤの洗浄・消毒を徹底していますか			
・専用の衣服等を着用していますか			
(7) 従業員の知識習得			
・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか			

注：評価欄
 ・適正に行われている場合 :○
 ・適正に行われていない場合 :×
 ・行う必要がない項目 :-

監視体制の強化について

1 強化モニタリングの実施

(1) 検査対象

ア 検査対象農場

家きん農場（原則として飼養羽数 100 羽以上。だちょうの場合は 10 羽以上。）について、95 %の信頼度で 10 %の感染を摘発できる数の検査農場を無作為で選定。その際、①サンプリングの偏りを排除するため、県内の全農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの農場に番号を付し、③各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用い無作為に抽出（階層別抽出）すること。

（※）飼養規模は以下のとおりグループ分けする

- I 100 羽以上（だちょうの場合は 10 羽以上）～ 1,000 羽未満
- II 1,000 羽以上～ 10,000 羽未満
- III 10,000 羽以上

イ 検体数

1 農場当たり 10 羽以上（農場内で偏りのないよう選定）

ウ 検査回数

抽出した農場について少なくとも 1 年に 1 回実施

(2) 検査週齢

基本的に 6 週齢以上とし、より日齢の進んだ家きん

(3) 検査方法

臨床検査及び血清抗体検査を実施すること。

血清抗体検査については、鶏を検査する場合にあつては、エライザ法による検査を行い（エライザ診断薬を入手できない場合及びその他やむを得ない事情によりエライザ法を実施出来ない場合には寒天ゲル内沈降反応）、陽性であった検体については、引き続き寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。鶏以外の家きんを検査する場合にあつては、寒天ゲル内沈降反応を行う。

ただし、寒天ゲル内沈降反応で陽性が疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に連絡の上、直ちにウイルス分離検査を実施すること。

(4) 結果の報告

四半期ごとのモニタリング結果を様式 1 により取りまとめ、翌四半期の第一

月の 20 日までに動物衛生課あてに報告すること。

2 報告徴求の実施

(1) 報告徴求対象

家きん農場（原則として飼養羽数 100 羽以上。だちょうの場合は 10 羽以上。）

(2) 報告徴求の内容

報告徴求は、様式 2 によること。また、通常の死亡率と異なるなど本病の可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちにその旨を報告するよう家きんの所有者へ十分周知するとともに、異常について家きんの所有者から報告があった場合には動物衛生課あてに直ちに報告すること。

(様式1)

高病原性鳥インフルエンザモニタリング結果報告

平成 年 第 四半期分
都道府県：

検査戸数		検査羽数（うち陽性羽数）	
【採卵鶏】	戸	羽（	羽）
	戸	羽（	羽）
【 】	戸	羽（	羽）
	戸	羽（	羽）
【 】	戸	羽（	羽）
	戸	羽（	羽）
【 】	戸	羽（	羽）
	戸	羽（	羽）

※ 検査戸数及び検査羽数の下段には、防疫指針第3の3に規定するモニタリングに該当する検査戸数及び検査羽数を別に記載すること。

(様式2)

報告徴求命令に対する報告の内容 (家きん等の所有者から家畜保健衛生所へ)

平成 年 月分

		内 容	備 考
第 〇 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 〇 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	

- ※1 飼養羽数の備考の欄には、月又は週ごとの産卵率の低下等の健康状態についての異常及び防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- ※2 死亡羽数の備考の欄には、通常死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

〔  = 輸入停止国【57カ国・地域】 〕

《ヨーロッパ》
 ロシア H5N1
 感染確認日:2005.7.22
 ウクライナ H5N1
 感染確認日:2005.12.6
 イタリア H7N3
 感染確認日:2002.10.23
 ルーマニア H5N1
 感染確認日:2005.10.11
 アルバニア H5N1
 感染確認日:2006.3.9
 チェコ H5N1
 感染確認日:2007.6.22
 オランダ H7N7
 感染確認日:2006.8.1
 (注)オランダはワクチン接種につき
 2006.3.16以降輸入停止
 セルビア・モンテネグロ H5
 感染確認日:2006.4.5
 ポルトガル H5N2(弱毒)
 感染確認日:2007.9.19
 デンマーク H7
 感染確認日:2008.12.25
 英国(州単位での輸入停止)
 ノッティンガムシャー州 H5
 感染確認日:2010.5.18
 ノース・ヨークシャー州 H5
 感染確認日:2010.7.28

《東アジア》
 中国 H5N1 感染確認日:2004.1.27
 香港 H5N1 感染確認日:2001.5.18
 マカオ H5N1 感染確認日:2001.5.24
 台湾 H5N2(弱毒) 感染確認日:2010.1.22
 モンゴル H5N1 感染確認日:2005.9.2
 北朝鮮 H7 感染確認日:2005.3.15

日本
 ●H7N6(弱毒)
 感染確認日:2009.2.27
 清浄性確認日:2009.7.19
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2007.1.13
 清浄性確認日:2007.5.8
 ●H5N2(弱毒)
 感染確認日:2005.6.26
 清浄性確認日:2006.7.21
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2004.1.12
 清浄性確認日:2004.4.13

《アフリカ》
 ナイジェリア H5N1
 感染確認日:2006.2.9
 南アフリカ H5N2
 感染確認日:2004.8.9
 ジンバブエ H5N2
 感染確認日:2005.12.5
 エジプト H5N1
 感染確認日:2006.2.21
 ニジェール H5N1
 感染確認日:2006.3.1
 カメルーン H5N1
 感染確認日:2006.3.14
 スーダン H5N1
 感染確認日:2006.4.21
 コートジボワール H5N1
 感染確認日:2006.4.27
 ブルキナファソ H5N1
 感染確認日:2006.5.31
 ジブチ H5N1
 感染確認日:2006.5.31
 ガーナ H5N1
 感染確認日:2007.5.7
 トーゴ H5N1
 感染確認日:2007.6.26
 ベナン H5N1
 感染確認日:2007.12.6

《西アジア》
 イラク H5N1
 感染確認日:2006.2.6
 イスラエル H5N1
 感染確認日:2006.3.20
 ヨルダン H5N1
 感染確認日:2006.3.27
 パレスチナ自治区 H5N1
 感染確認日:2006.4.18
 クウェート H5N1
 感染確認日:2007.3.1
 トルコ H5N1
 感染確認日:2005.10.11
 サウジアラビア H5N1
 感染確認日:2007.3.27
 アゼルバイジャン H5N1
 感染確認日:2006.3.1
 レバノン 弱毒
 感染確認日:2009

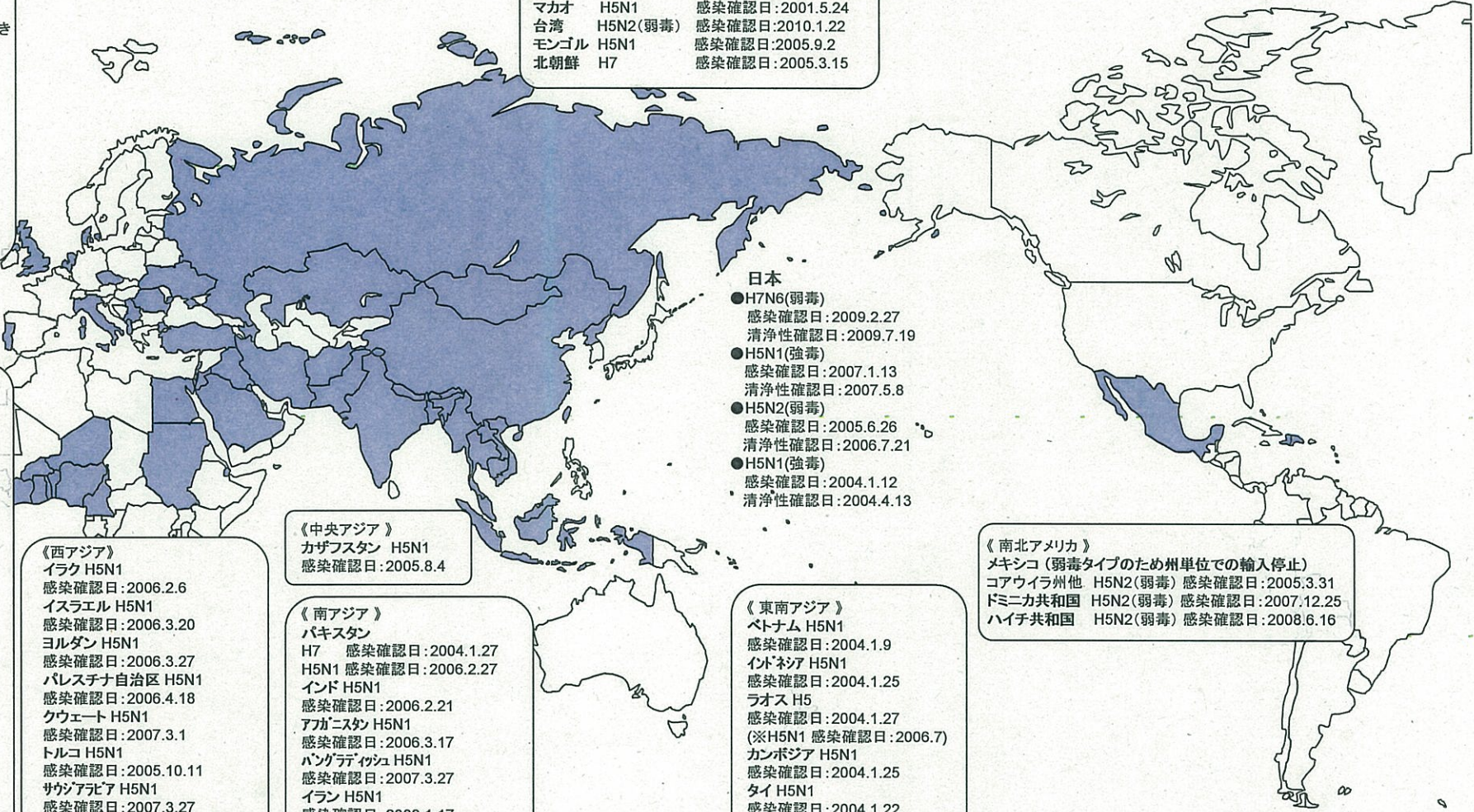
《中央アジア》
 カザフスタン H5N1
 感染確認日:2005.8.4

《南アジア》
 パキスタン
 H7 感染確認日:2004.1.27
 H5N1 感染確認日:2006.2.27
 インド H5N1
 感染確認日:2006.2.21
 アフガニスタン H5N1
 感染確認日:2006.3.17
 インド H5N1
 感染確認日:2006.2.21
 バングラデッシュ H5N1
 感染確認日:2007.3.27
 イラン H5N1
 感染確認日:2008.1.17
 ネパール H5N1
 感染確認日:2009.1.19
 ブータン H5N1
 感染確認日:2010.2.24

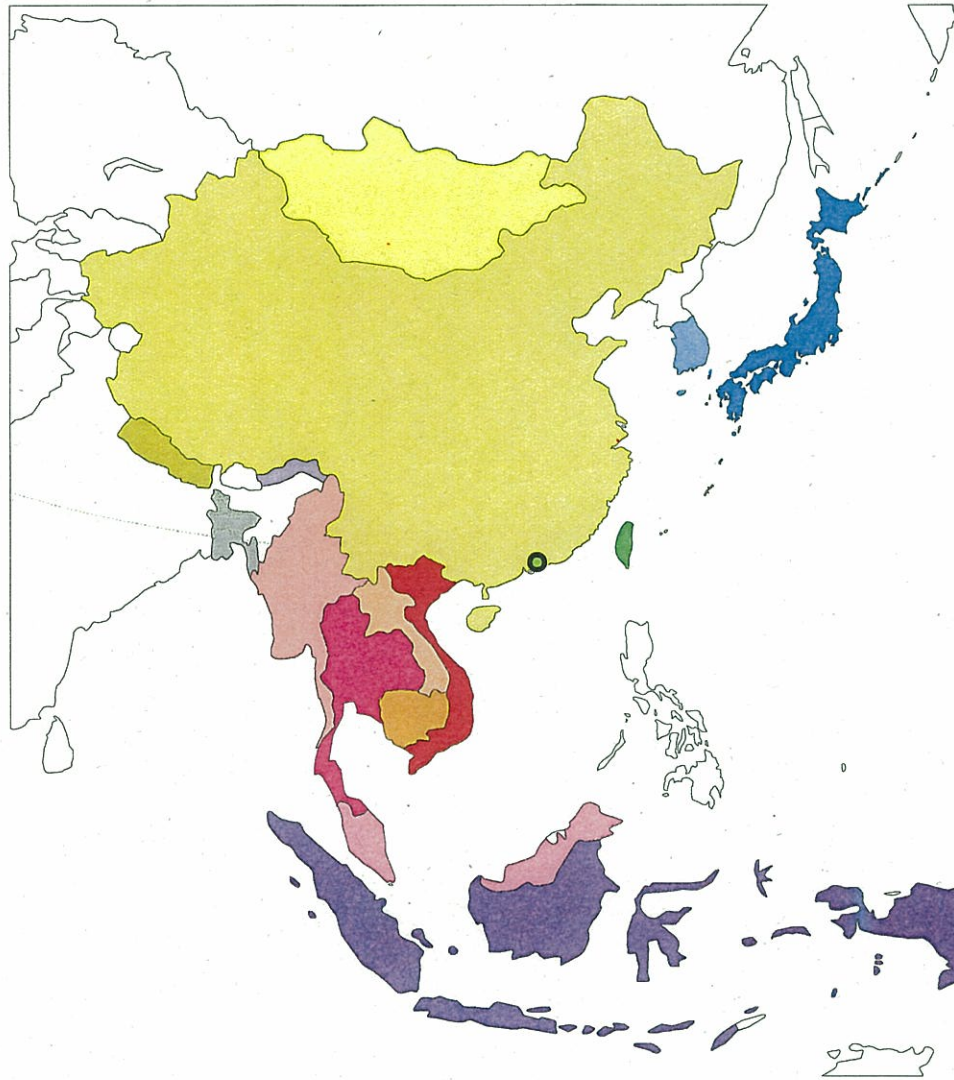
《東南アジア》
 ベトナム H5N1
 感染確認日:2004.1.9
 インドネシア H5N1
 感染確認日:2004.1.25
 ラオス H5
 感染確認日:2004.1.27
 (※H5N1 感染確認日:2006.7)
 カンボジア H5N1
 感染確認日:2004.1.25
 タイ H5N1
 感染確認日:2004.1.22
 マレーシア H5N1
 感染確認日:2004.8.5
 ミャンマー H5N1
 感染確認日:2006.3.14

《南北アメリカ》
 メキシコ(弱毒タイプのため州単位での輸入停止)
 コアウイラ州他 H5N2(弱毒) 感染確認日:2005.3.31
 ドミニカ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日:2007.12.25
 ハイチ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日:2008.6.16

2010年9月6日現在



アジアにおける鳥インフルエンザの発生状況



2010年9月28日現在

	インド	ネパール	バングラデシュ	ミャンマー	タイ	ラオス	カンボジア	ベトナム	マレーシア	インドネシア	中国	香港	台湾	韓国	モンゴル	日本	ブータン
2009年	1月	●	●	●		●		●				●				▲	
	2月	●	●	●				●			●	●				●	
	3月	●		●				●				●				●	
	4月			●				●			●						
	5月	●		●				●			●	▲				▲	
	6月			●				●								▲	
	7月																
	8月			●												▲	
	9月																
	10月																
	11月								●						●		
	12月							●	●				▲		●		
2010年	1月	●	●	●			●	●					●				
	2月		●	●	●			●					●	●			●
	3月		●	●	●			●				▲					●
	4月			●			●	●									
	5月			●				●			▲			●		▲	
	6月							●									
	7月							●									
	8月																
	9月																

家きん● 野鳥▲
(赤:高病原性、黒:低病原性)

出典:OIE WAHID